

外国語学部兼修語学運営委員会規程

平成 21 年 6 月 4 日

制 定

最近改正 平 25. 3. 7

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪大学外国語学部教務委員会（以下「教務委員会」という。）規程第 8 条第 3 項の規定に基づき、教務委員会に置く外国語学部兼修語学運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 兼修語学の教育課程の編成及び授業計画の策定に関する事項
- (2) 兼修語学の授業時間割の策定に関する事項
- (3) 兼修語学の非常勤講師の委嘱計画に関する事項
- (4) その他兼修語学に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 教務委員会委員長及び同副委員長
 - (2) 外国語学科の中国語学科目、朝鮮語学科目、アラビア語学科目、スワヒリ語学科目、ドイツ語学科目、英語学科目、フランス語学科目、イタリア語学科目、スペイン語学科目及びポルトガル語学科目から推薦された教員 10 人
- 2 前項に定めるもののほか、委員長が必要と認めるときは、前項各号に掲げる者以外の者を委員に加えることができる。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 2 号に規定する委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第 2 項に規定する委員の任期は、その都度定める。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長を置き、教務委員会委員長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員会に、副委員長 1 人を置き、教務委員会副委員長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告)

第 8 条 委員会は、その審議の結果を教務委員会に報告するものとする。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室学務係において処理する。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 6 月 4 日から施行する。
- 2 この規程の施行の後最初に任命される第 3 条第 1 項第 2 号に規定する委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、4 人の者については平成 22 年 3 月 31 日までとし、他の 4 人の者については平成 23 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この改正は、平成 22 年 9 月 2 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。